

令和2年4月20日

保護者名位

青森県立大間高等学校
校長 森田勝博

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業のお知らせ

青森県が「緊急事態宣言」の対象とされたことにもない、県教育委員会は、生徒が安心して登校できるような環境を整備するという観点から、全ての県立学校において臨時休業の措置を講じることと致しました。

については、本校において下記により5月6日までの間、臨時休業いたしますのでお知らせします。休業中の留意事項については、生徒はもちろんのことご家族全員で適切にご対応くださるようお願い申し上げます。

なお、臨時休業終了後の教育活動の再開の際には、生徒が安心して登校できるよう最善の対応ができるよう準備いたしますので、重ねてご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 休業期間 自 令和2年4月20日(月) }
 至 令和2年5月6日(水) } 17日間

(※但し、連絡確認のため4月20日は予備登校とする)

2 感染予防のためのお願い

次の点について、ご家族全員で取り組んでいただくようお願いいたします。

- (1) 他者との接触を通常より8割削減らすこと。
- (2) 手で触れる共有部分をこまめに消毒すること。(ドアのぶ、蛇口、照明スイッチ他)
- (3) 手洗いを徹底すること。
- (4) できる限りマスクを着用し、ごみは密閉して捨てること。
- (5) 室内の換気を十分に行うこと。
- (6) 室内が乾燥しないよう湿度を保つこと。
- (7) バランスのよい食事に心がけ、夜更かしなどせず、十分な睡眠をとること。
- (8) 毎朝検温するなど、健康観察・健康状態の把握を行うこと。

◎次の場合必ず学校にご連絡ください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 37.5℃以上の発熱がある。② 4日以上続く呼吸器症状がある。③ 強い倦怠感がある。④ (生徒本人または同居者が)濃厚接触者として特定された。⑤ (生徒本人または同居者の)新型コロナウイルス感染症の感染が判明した。 <p>※同居の感染者が学齢期にある場合は、在籍する学校にもご連絡ください。</p> |
|---|

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合

発熱、咳、倦怠感等が認められ新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、医療機関に直接出向くのではなく、居住市町村管轄の保健所(むつ保健所 0175-31-1388)等に電話等で相談し、その指示により受診してください。

なお、その際も、急ぎ学校にご連絡ください。

4 生活の留意点

生徒の生活習慣が乱れぬよう、次の点についてご確認とご指導願います。

- (1) 生活のリズムをしっかり保たせる(食事・睡眠)。
- (2) 家族の一員として家事の手伝いを励行する。
- (3) 健康管理のため、家の中でできる運動を勧める。
- (4) 学習時間を決めて、学校からの学習課題及び自主的学習に取り組みせる

- 各教科から学習課題が出されますのでご確認ください。
- 分散登校等(※別紙案内)により、学習状況を確認します。
- 大学等の受験計画については、それぞれ取り組んでいる問題集・参考書等の学習計画の修正と実行。
- 公務員試験、その他資格試験等の学習計画の修正と実行。
- 学習支援コンテンツやテレビのプログラム等もご確認ください。

※ 「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト(子供の学び応援サイト:文部科学省)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm



5 その他

- (1) 休業中の生徒指導上の注意事項については、生徒指導部からの「臨時休業中の生活について」をご確認ください。
- (2) 学習の遅れが懸念されることから、分散登校を実施する予定です。詳細は、教務部からの連絡をご確認ください。
- (3) 休業期間中の各家庭への連絡は、電話連絡のほか、学校ホームページ・緊急メールにて行いますのでご注意ください。
- (4) ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。

青森県立大間高等学校

URL <http://www.ohma-h.asn.ed.jp/>

TEL0175-37-2109/FAX0175-37-2116

